いつか役に立つ

日常生活の中で起こる可能性のある様々な事例に対して、 法律に基づいた対応策を紹介します。



弁護士 大橋 介護福祉課 主幹 (所属:福島県弁護士会)

イギリスで試験導入されている週休3日制ですが、日本 でも導入されたら労働者のみんなは喜ぶのではないかと 思っています。労働者側が週休3日制を導入させるにはどのような 手続きをしたら良いのでしょうか。



労働基準法では、原則的な労働時間は、週40時間以内、1日8時間以内と定められ ています。労働基準法に従って、1日8時間の労働時間と定めると、週に働かせることができる のは5日となり、週休2日制となります。

労働基準法は、労働時間の最大について規制をしていますが、短くすることについて規制はあ りません。事業主が認めれば、週休3日制を採用することができます。

事業主が自ら週休3日制を採用しない場合に、週休3日制としたい場合は、事業主と交渉して 週休3日制を認めさせる必要があります。

週休2日制を週休3日制にするとなると労働条件の大きな変更です。事業や他の労働者に与え る影響も大きいこととなります。単独で進めるのは困難ですし、不適当だと思われます。労働組 合を結成して進めるべき事柄であると思われます。

労働組合法の定める要件を満たした組合を結成した方が、不当労働行為に対する救済を受けら れるなどメリットがありますので、労働組合を結成するならば、労働組合法に適合した組合を結 成することをお勧めします。自主性が認められること、規約を備えることなどが要件となりま す。要件を満たしているかの審査は、都道府県労働委員会が行っています。労働組合結成を目指 すのであれば、労働委員会などに相談しながら、進めてみてください。

各出張所で法律相談会を 開催しています

(各回ともに13時~16時)



- ●福 島出張所 10月 2日(月)、11月 6日(月)
- いわき出張所 10月10日火、10月24日火
 - 11月14日(火)、11月28日(火)
- 二本松出張所 10月17日(火)、11月21日(火)

ここから下は広告です。